

平成 30 年（2018 年）5 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部が改正され、新たに移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）制度が創設されました。これを受け、**これまでの豊中市バリアフリー推進協議会は今回の開催をもって終了し、今後は新たな委員構成で豊中市のさらなるバリアフリーの発展に向け議論していきます。**

バリアフリーマスタープランとは、市のバリアフリー施策を推進するための基本方針です。

（1）これまでの豊中市バリアフリー推進協議会

道路・旅客施設・市有施設・公園・駐車場・ソフト施策の市全部門のバリアフリー化をめざし、事業の進行管理及び継続的改善のための意見交換の場として同協議会を立ち上げました。平成 24 年度（2012 年度）の第 1 回から今年で 10 回目の開催となり、これまで様々な意見交換を行い、各事業へ反映してきました。



写真：会議風景

（2）委員構成

新たな委員構成には、障害のある人や障害者支援団体に加え、高齢者、妊産婦・子育て中の人、外国人等の意見を幅広く取り入れるため市民代表の枠を拡充します。

（3）協議内容

- ・バリアフリーマスタープランに関する事項
（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 24 条の 2 第 1 項）
- ・バリアフリー基本構想に関する事項
（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 25 条第 1 項）
- ・バリアフリー事業の進捗状況、意見交換
- ・その他、バリアフリーに関する最新情報等

※バリアフリー基本構想とは、バリアフリーマスタープランの基本方針に沿った地区ごとの方針です。

（4）条例に基づく協議会

豊中市条例の一部を改正し、豊中市バリアフリー推進協議会を市長の諮問機関に加えました。
（令和 3 年（2021 年）6 月公布 9 月施行予定）

（5）今後の予定

令和 3 年度（2021 年度）は計 3 回を予定しています。

- ・第 1 回 令和 3 年（2021 年）10 月ごろ
- ・第 2 回 令和 3 年（2021 年）11 月～12 月ごろ
- ・第 3 回 令和 3 年（2022 年）1 月～2 月ごろ

◆これまでの協議会との主な変更点

豊中市バリアフリー推進協議会
平成 24 年度（2012 年度）
～令和 3 年度（2021 年度）

【委員構成】

会長（豊中市都市基盤部長）
障害のある人
障害者支援団体
鉄道事業者等
関係行政機関
豊中市関係部局
学識経験者

【協議内容】

バリアフリー事業の進捗状況、意見交換
その他、バリアフリーに関する最新情報

【根拠法令】

なし（独自の設置要綱に基づく）

豊中市バリアフリー推進協議会
令和 3 年（2021 年度）9 月～
（予定）

【委員構成】

会長・副会長（学識経験者）
障害のある人
障害者支援団体
高齢者
妊産婦・子育て中の人
外国人
公募市民
鉄道事業者等
関係行政機関
豊中市関係部局

【協議内容】

バリアフリーマスタープラン・
バリアフリー基本構想に関する事項
バリアフリー事業の進捗状況、意見交換
その他、バリアフリーに関する最新情報

【根拠法令】

執行機関の附属機関に関する条例
（豊中市条例）